



福田社労士事務所 代表
社会保険労務士 福田久徳

老齢年金に ついて

（ コンプライアンスに基づいた労務管理やワークライフバランスは、間違いなく働く人のモチベーションを高めて、事業の生産性、効率がアップしています。今回は、年金についてのお話です。公的年金は良い制度です。 ）

◆老齢基礎年金

老齢基礎年金は、国民年金の加入者であった人の老後の保障として給付され、65歳になったときに支給されます。

老齢基礎年金は、保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合の加入期間を含む）と保険料免除期間などを合算した資格期間が、10年以上ある場合に、終身にわたって受け取ることができます。

年金を受け取るために必要な資格期間

- (1) 国民年金の保険料を納めた期間
- +
- (2) 国民年金保険料の免除、学生納付特例等の納付猶予を受けた期間
(一部免除の期間は、減額された保険料を納めた期間であること。)
- +
- (3) 昭和36年4月以降の厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員であった期間
- +
- (4) 第3号被保険者であった期間※
- +
- (5) 国民年金に任意加入できる方が任意加入していなかった期間(合算対象期間)など

資格期間(10年以上の期間が必要です)

※「第3号被保険者であった期間」とは、厚生年金保険や共済組合等の加入者(第2号被保険者:原則として65歳未満)に扶養されていた配偶者で20歳以上60歳未満の期間(昭和61年4月以降の期間に限る)です。

老齢基礎年金の年金額(令和2年度の額)

20歳から60歳になるまでの40年間の保険料をすべて納めたとしたら、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

年金額(満額) = 年額781,700円(月額65,141円)

老齢基礎年金の受給開始年齢

老齢基礎年金は、原則として65歳から受け取ることができますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受け取ることもできます(繰上げ受給)。ただし、繰上げ受給の請求をした時点(月単位)に応じて年金が減額され、その減額率は一生変わりません。

また、希望すれば66歳以降から、繰り下げて老齢基礎年金を受け取ることもできます(繰下げ受給)。繰下げ受給の請求をした時点(月単位)に応じて、最大で42%増額された老齢基礎年金を、生涯にわたって受け取ることができます。

昭和16年4月2日以降に生まれた方の繰上げ・繰下げ受給の受給率 (数字は%)

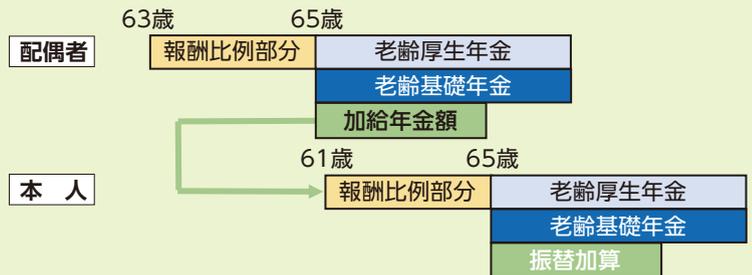
年齢	月	0ヵ月	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月
繰上げ受給	60歳	70	70.5	71	71.5	72	72.5	73	73.5	74	74.5	75	75.5
	61歳	76	76.5	77	77.5	78	78.5	79	79.5	80	80.5	81	81.5
	62歳	82	82.5	83	83.5	84	84.5	85	85.5	86	86.5	87	87.5
	63歳	88	88.5	89	89.5	90	90.5	91	91.5	92	92.5	93	93.5
	64歳	94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99	99.5
	65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
繰下げ受給	66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114	114.7	115.4	116.1
	67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
	68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
	69歳	133.6	134.3	135	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
	70歳	142 (以下同じです)											

振替加算

配偶者の老齢厚生年金や障害厚生年金に「加給年金額」が加算されている場合、その対象になっている本人が65歳になると、配偶者の加給年金の支給が打ち切られます。

このとき、加給年金の対象であった本人が老齢基礎年金を受け取るときに、次の3つの条件をすべて満たした場合は、本人の老齢基礎年金の額に加算がつきます。これを「振替加算」といいます。

- ①本人が老齢基礎年金を受け取る資格を得たとき(満65歳到達時)に、その配偶者が「受け取っている年金の加給年金の対象であること。
- ②本人の生年月日が「大正15年4月2日~昭和41年4月1日」の間であること
- ③本人が老齢基礎年金のほか、老齢厚生年金や退職共済年金を受けている場合は、厚生年金保険と共済組合等の加入期間の合計が240月(20年)未満であること



◆老齢厚生年金

老齢厚生年金は、厚生年金保険の加入者であった人の老後の保障として給付され、65歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せする形で支給されます。ただし、当分の間、下記の受給資格を満たしていれば、65歳になるまで「特別支給の老齢厚生年金」を受け取ることができます。

昭和28年(女性は昭和33年)4月2日以降に生まれた人は、生年月日に応じて受給開始年齢が61歳以降になり、60歳から受給開始年齢の前月までに請求することで、「繰上げ受給の老齢厚生年金」を受け取ることができます。

加給年金額

厚生年金保険と共済組合等の被保険者期間を合わせて20年以上ある人が、65歳到達時点(または定額部分支給開始年齢に到達した時点)で、その人に生計を維持されている右記の配偶者または子がいるときに加算されます。65歳到達後(または定額部分支給開始年齢に到達した後)、被保険者期間が20年以上となった場合は、退職改定時に生計を維持されている右記の配偶者または子がいるときに加算されます。

対象者	加給年金額	年齢制限
配偶者	224,900円*	65歳未満であること
1人目・2人目の子	各224,900円	18歳になった年度の3月31日までの間の子、または20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子
3人目以降の子	各75,000円	

*老齢厚生年金を受け取っている人の生年月日に応じて、配偶者の加給年金額に33,200円~166,000円が特別加算されます。

加給年金額加算のためには届出が必要です。

在職老齢年金

70歳未満の人が会社に在職または就職し厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の人が厚生年金保険の適用事業所に勤務した場合には、**老齢厚生年金の額や給与賞与の額(総報酬月額相当額)に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。**これを「**在職老齢年金**」といいます。

☆60歳台前半(60歳から65歳未満)の在職老齢年金の計算方法

65歳未満で在職し厚生年金の被保険者となっている場合、受給されている老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額に応じて年金額が支給停止となる場合があります。

- ①基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下の場合 **全額支給**
- ②総報酬月額相当額が47万円以下で基本月額が28万円以下の場合 **基本月額-(総報酬月額相当額+基本月額-28万円)÷2**
- ③総報酬月額相当額が47万円以下で基本月額が28万円超の場合 **基本月額-総報酬月額相当額÷2**
- ④総報酬月額相当額が47万円超で基本月額が28万円以下の場合 **基本月額-((47万円+基本月額-28万円)÷2+(総報酬月額相当額-47万円))**
- ⑤総報酬月額相当額が47万円超で基本月額が28万円超の場合 **基本月額-(47万円÷2+(総報酬月額相当額-47万円))**

☆65歳以後の在職老齢年金の計算方法

65歳以上70歳未満の人が厚生年金保険の被保険者となっている場合、65歳から支給される老齢厚生年金は、受給されている老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額に応じて年金額が支給停止となる場合があります。

- ①基本月額と総報酬月額相当額の合計が47万円以下の場合 **全額支給**
- ②基本月額と総報酬月額相当額の合計が47万円を超える場合 **基本月額-(基本月額+総報酬月額相当額-47万円)÷2**

《用語の説明》

【基本月額とは】加給年金額を除いた老齢厚生(退職共済)年金(報酬比例部分)の月額

【総報酬月額相当額とは】(その月の標準報酬月額)+(その月以前1年間の標準賞与額の合計)÷12

※上記の「標準報酬月額」、「標準賞与額」は、70歳以上の人の場合には、それぞれ「標準報酬月額に相当する額」、「標準賞与額に相当する額」となります。

◎ 社労士・福田のよもやま話 ◎

私の顧問先の社長さんも65歳を迎える方が、「もうすぐ65歳になるので、年金を全額もらいたい、ついては今の報酬をいくらにしたら良いか?」とよく相談を受けます。

相談を受ける私は、基本月額(厚生年金の月額)や標準報酬額(給与や報酬)はそれぞれ人によって違うので、相談者ごとに必ず日本年金機構の年金事務所に予約を入れ訪問して、基本月額や標準報酬額を確認してからアドバイスするようにしています。

また、在職老齢年金を満額もらうために報酬を下げても、3ヶ月は標準報酬額を変更できないので、その間(実際は4か月間のことが多い)は法的に保険料も下げることが出来ず、給与等の手取り額がかなり少なくなる可能性もあり、また、標準報酬額の変更の関係上、年金も満額受給できない期間がありますのでお気をつけてください。

開業して間もない時期から数年間、銀行の依頼で銀行の各支店に赴いて、月に5~10回ほど年金相談の仕事をしていました。多い日には1日に4件程度の相談だったと思います。顧問先も少ない時期でしたので、銀行からいただく報酬も良く、大変経済的に助かりました。

年金相談に来られる方の持参する資料や相談者が働き始めてから年金をもらうまでの道程の話を聞くと、その方の人生の歩みや性格を垣間見ることもありました。

ちなみは、自営業の長い私は、厚生年金保険加入期間が短く、65歳になっても公的年金は当てにできません。さらに貯金も無く、退職金も無く、したがって私の場合は、一生働き続けなければならないようです。

●社会保険労務士 福田久徳氏プロフィール

福田社労士事務所 代表 社会保険労務士 福田久徳

福岡県社会保険労務士会 労務管理会、賃金部会所属 厚生労働省委託事業・派遣元責任者講習会主任講師

福岡県商工会連合会 経営改善専門相談員

人事評価制度、賃金制度設計、ワークライフバランス、高年齢雇用、就業規則作成に至るまで、労働法、社会保険法を熟知しながらも、企業の組織風土に合わせた労務管理コンサルタントを中心に活動、他にセミナー講師等

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1丁目10-26 重松第5ビル3階 TEL.092-726-8383 FAX.092-726-8384

ホームページ <https://fukuda-sr.com> E:mail info@fukuda-sr.com